

令和5年4月14日

保護者各位

朝霞第七小学校
地区委員会

地区委員だより～注意事項等～

4月より新1年生を迎え、22地区98班で令和5年度通学班体制がスタートいたしました。新年度にあたり、皆様には地区パトロールのご協力のお願いと共に、地区委員の役割および地区パトロール活動、通学班での登校における注意事項等について下記にまとめました。

子どもたちの安全確保の為、本年度も地区委員会活動へのご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

【地区委員とは】

地域社会との連携を図り、通学班編制・交通安全対策・地域防犯対策等の活動を行うことにより、児童を取り巻く環境をより良くします。

各地区内の通学班世話人のまとめ役となり、地区の通学班名簿の管理、一斉下校の補助、登下校中の安全点検、地区パトロールの振り分けと報告書、地区委員会出席等を担当します。

(地区毎の規定によりなるべく平等になるよう選出。)

【世話人とは】

通学班名簿の作成・管理、班内のパトロールの振り分け・報告、また班員が安全に登校できるよう必要に応じて見守りや安全点検をおこないます。

(班内の全家庭が卒業までに一度は世話人を行い、なるべく平等になるよう配慮し選出。)

【地区パトロールについて】

パトロールは、全世帯が参加する活動です。

(地区内で振り分け、パトロール員の安全のため必ず2人以上でベストを着用の上回ってください。)

実施回数： 月2回以上（世帯数が多い地区は、回数を増やす等調整をお願いします。)

夏休みの間は任意です。可能であれば実施してください。

3月のみ15～31日のパトロールを中止します。(年度切替時期による特別対応)

実施時間： 児童下校時間（特に低学年）、または夕焼けチャイム前後（土・日に実施されても構いません。)

その地区で見守りが必要と判断した場合は、適宜変更してください。

《埼玉県からの注意喚起》

- ・目立つ色を身につけて行う ← パトロール中をアピールし、防犯及びパトロール員の安全への効果を上げる。
- ・車両の前に立つなど、無理な車両の停止をしない ← 車が停止するとは限りません。安全を確保して行う。

【通学班登校について】

- ・子どもたちが安全に通学できるよう、保護者の皆様のご配慮をお願いします。
- ・通学班での登校は集団行動です。必ず集合時間は守って下さい。また、学校到着は8時過ぎになるようお願いいたします。慌てての行動は、思わぬ事故やケガの原因にもなりますので、余裕をもって集合できるよう保護者様も声かけをお願いします。
- ・遅刻、欠席、学級閉鎖、行事への参加等、通学班で登校しない場合は、必ず班員に連絡してください。
- ・班長は出発前に必ず人数を確認し、低学年の歩調に合わせて歩いてください。
- ・班長、副班長は班全員が安全に登校できるように心がけて行動してください。
- ・班員は、班長の指示に従い、一列で通学してください。

《遅刻等の班員への連絡等について》

- ・欠席や遅刻は必ず集合時間までに班員へ連絡してください。
- 世話人・班長などが家を出る前に連絡できるとは限りません。
- 間に合わないような急な遅刻や欠席は、保護者が責任を持って集合場所の班員へ直接伝えてください。
- ・遅刻の場合は、必ず保護者が学校へ送り届けてください。
- 登校時間は、下校時間の次に犯罪発生率が高くなっています。また、遅刻は児童の気が焦り、交通事故も起こりやすいです。防犯及び事故の観点からご協力をお願いします。

【その他（災害安全への意識について）】

地震・火災・風水害等の災害は、私たちの予想もしないうちに襲ってきます。児童が学校にいるときに起きるとは限りません。いざという時に助け合って避難ができるよう、地区内でも協力・連携して児童の安全確保に努めていただければ幸いです。

以上